

② 12PA

2021年1月号  
岩手県国民健康保険団体連合会

12PA：変更申請中の受給者です。

○主な原因

- ・ 審査を行った段階で、受給者の要介護状態区分の認定情報が「申請中」になっている。

要介護状態区分の申請を行ってから、変更申請結果が事業所に通知される月までの期間は、要介護区分が確定していない扱いになるため、審査でエラーとなります。よって、要介護状態区分が確定するまでの間、事業所では請求ができません。

○対処方法

- 保険者に要介護状態区分を確認し、請求時期を確認してください。  
(保険者から受給者情報が送信され、本会の受給者情報が反映されるまでに時間を要することから、要介護区分の結果が通知された後であっても「申請中」に設定されていることがあります。)

(例) 9月20日に変更申請を行い、11月5日に変更申請結果が通知された場合は、12月から請求が可能となります。

※ 訪問介護や、居宅療養管理指導等の、要介護度によって請求内容が変わらないサービスについても「12PA」で返戻となりますのでご注意ください。